

第2回紀の国森づくり基金運営委員会議事録

開催日時：平成21年12月3日（木）
13:00～15:00

開催場所：県自治会館 306会議室

第 2 回紀の国森づくり基金運営委員会

1 開催日時： 平成 2 1 年 1 2 月 3 日 (13:00 ~ 15:00)

2 開催場所： 県自治会館 3 階 3 0 6 会議室

3 出席委員：

■■■■■	委員
■■■■■	委員
■■■■■	委員
■■■■■	委員
■■■■■	委員
■■■■■	委員
■■■■■	委員

計 7 名

4 県関係出席者：

農林水産部技監 (森林・林業局長事務取扱)	谷関 俊男
林業振興課長	澤野 誠
森林整備課長 (兼全国植樹祭準備室長)	辻 和信
山村整備課副課長	大岡 丈二
林業振興課副課長	吉田 周一郎
林業振興課総括課長補佐	千郷 優
調整班長	大久保 充
調整班 主任	森川 直博

第 2 回紀の国森づくり基金運営委員会議事録

日 時：平成 21 年 12 月 3 日（木）13:00 ～ 15:00

場 所：県自治会館 306 会議室

議長

■■■■でございます。

それでは、要綱に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、紀の国森づくり基金運営委員会設置要綱第 7 条第 1 項に基づきまして、本日の議事録署名人を私の方から指名させていただきたいと思っております。本日は、■■■■委員さんと■■■■委員さんよろしくをお願いいたします。

報道関係の方はいらっしゃいませんね。

事務局

はい。

議長

それでは、次第に基づきまして議事に入らせていただきます。

先ず、議事 1 といたしまして、平成 22 年度予算関係につきましてを議題とさせていただきます。

当局の方からご説明よろしくをお願いいたします。

大久保班長

事務局の林業振興課大久保と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、平成 22 年度紀の国森づくり基金活用事業の全体予算と県が取り組む施策についてご説明させていただきます。

資料 1 の 1 ページをご覧くださいと思います。紀の国森づくり基金活用事業予算案の一覧表でございます。先ず予算額、大枠でございますけれども、公募事業が 1 億円それから県が取り組む施策ということで 1 億 6 千 5 百万円ということになってございます。県が取り組む施策は、市町村計画事業が 1 億円それから県の実施事業は 6 千 5 百万円、合計で 2 億 6 千 5 百万円ということございまして、この大枠は平成 21 年度と同額でございます。

まず、公募分の部分 1 億円ですけれども、公募事業に関しましては、民間団体について、昨年と同様に NPO やボランティア等県民の方々から条例の趣旨の 3 つの方向性に沿った事業をご提案いただくこととしております。また、市町村についても 3 つの方向性に沿った事業として、地域の方々の連携により、県民の参画を得られるような事業を行っていただくことを考えてございます。

続きまして、下の県が取り組む施策でございますが、先ず、1 億円の市町村計画事業です。市町村計画事業とは、市町村が管内の守らなければな

らない森林について、地域の意見を踏まえて県と協議し、森林の整備を計画の上、その計画に基づいて森林整備を行う場合に県が支援するもので、今年度から実施している事業でございます。この市町村計画によりまして、森林環境の保全整備と水源地域の荒廃森林の整備や熊野古道周辺等の森林景観整備、また、新たに前回の第1回基金運営委員会でご審議、ご承認いただきました市町村の森づくりといった取り組みを支援していきます。予算額は6千5百万円を予定しております。

2つ目の森林の公的管理推進といたしまして、貴重な自然生態系を持つ森林や世界遺産周辺等の公有林化を支援して参ります。予算額は3千5百万円を予定しております。合計1億円で森林整備を計画的に進めて行きたいと思っております。

続きまして、県事業の方に進めさせていただきます。

先ず1つ目の森林景観づくりですけれども、これは本県の気候風土の中で生まれてきた、ふるさとの森を健全な状態で未来に引き継ぎ、森林の景観を守っていくために、森林病虫害の防除や郷土樹の苗木を生産して、県民参加の森づくりに活用していこうとするものです。

それから2つ目に普及啓発ですけれども、こちらの方は本年度に引き続きまして、森林の重要性や基金事業の広報活動を行うこととして、県の広報誌や広報番組、あるいは、新聞広告によるPR、それから森林の現状や森の果たしている役割、森林の重要性を盛り込んだパンフレットの作成や配布、またシンポジウムの開催など、より多くの県民の方に森林の体験や整備活動に参画してもらえよう意識の高揚に繋がる取り組みを進めようとするものです。

その次の県民意識調査、これは、平成22年度で初めて行う新規事業になりますけれども、5年の期限がある紀の国森づくり税は、平成22年度で4年目ということになります。税と基金活用事業について、県民の意識調査を実施しまして、今後の税のあり方について、検討するための資料を作るとそういう趣旨でございます。

続きまして、緑育の関係ですけれども、これは、本年に引き続きまして、次世代を担う子ども達の森林環境保全意識を醸成するために、学校との連携により小中学生を対象とした森林学習を推進するものです。こちらの方は、実施の要望が年々多くなってきておりまして、平成21年度より約700万円程予算を増額しております。

それから花粉症対策でございますが、これは、平成19年度から引き続き実施しているものでございますけれども、花粉症の発生とそれから乳幼児及びその家族の生活環境、食生活慣習等々の関連について、連続して調査を実施するものであります。平成22年度においても引き続きこちらの追跡調査をしていくという内容でございます。それから22年度の試みとしては、新たに保健指導マニュアルを作成しまして、小学校に入学する生徒の保護者の方にお配りするという事も計画してございます。

それからその次、地すべり対策事業地の復元支援でございますけれども、田辺市本宮町の大日山の地すべり対策の事業地、これは10月の第1回運営委員会の際に委員の方々に視察をしていただいた所でございますけれども、こちらを森林に復元することを目的に現地の土壌改良のため客土を行うなどの基盤整備を引き続き行いまして、住民活動を支援していくものです。こちらの植栽については、地元の小中学校をはじめ、住民の方々が中心となった協議会が公募事業で取り組んでおられます。

それから最後になりますけれども、森林の被害調査、これは本年度から行っている事業でございますけれども、ニホンジカによる森林被害が甚大で、このことによる森林所有者の林業経営減退の一つの要因ともなっておりますので、本年度に引き続きニホンジカの造林地等の森林被害調査及び生息密度調査を実施して、野生鳥獣と共存できる総合的な防除方法等の検討を行うというものであります。一応、21年度と22年度の2カ年の調査でシカの推定生息数を算定するとなっております。

以上が2億6千5百万円の全体の内訳でございますけれども、個々の予算の内訳につきましては、現在平成22年度予算の策定中でありまして、来年の2月議会で予算が成立する予定でありまして、まだ確定していないということをご承知いただきますようお願い申し上げます。なお、2ページ以降にそれぞれの事業の細かい内容等を書かせていただいております。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

はい、どうもありがとうございました。

当局からの説明が終わりましたので、今の説明に対しまして何かご意見ご質問をお願いいたします。

何かお気づきの点ございませんでしょうか。

委員

後でご説明があるのか知れませんが、本年度の配分との相違点等がありましたら、あるいはまったく同じなのか、その点をご説明ください。

議長

前年度との対比でどうなのかというご質問ですが。

大久保班長

はい、今年との違いを申し上げますと、森林景観づくりというところの予算額が約3百万円ほど増えてございます。これは、苗木生産等の量を増やしまして、森づくりの方に力を入れていきたいということで、増やしております。それから県民意識調査、こちらの方は新規ということで先程説明させていただいたとおり、県民の意識調査を行いまして、今後の税のあり方を検討したいということです。それから緑育関係の方ですが、こちらの方も要望がどんどん増えてきておりますので、700万円ほど増額させていただいております。一つの大きな事業としては、市町村民の森づくりというのを新たに、これは一部今年度から始まりますけれども、来年度、その

会場整備、土壌づくりを行いたいと思っておりますので、そちらの方が新たなところでございます。主な変更点は、そういったところでございます。

議長

今、■■■委員さんからもご質問ありましたけれども、一応予算とかの場合はですね、対前年比較というのがよく出ますよね、その点では資料の作り方も少なくとも対前年のデータというのが分かるような、新規の事業はどれかとかというのは、備考欄に新規とかあるいは去年はこうでしたというような、その辺の分かりやすい資料作成をしていただいた方がいいんじゃないかと思えますけどね。

事務局

はい。

議長

何か他に、新規とか、集中と選択ということで予算の方もプラスしたということですけど、何か他に意見はありませんか。

■■■委員

これは前にも話は聞いたんですけども、もう一度教えてほしいんですけども、ここの公募の市町村とそして下の市町村計画事業というのと、これはどういう区分というか、どういう風なことだったのですかな。

森川主任

基本的には、市町村の事業については、森林整備に係るものについて、間伐がメインなんですけど、下の森林環境保全整備というところで今年からですが実施してもらってます。そして残りの市町村計画というのは、いわゆる市町村がやる森林体験のものであったり、学習ものが多いと思います。それから公有林の整備については、どちらでも出来るように取ってはおるんですけども、基本的には大きな間伐や造林事業については、下の市町村計画事業の森林環境保全整備というところで実施してもらおうような形にしています。

■■■委員

その上の市町村事業を下と合わせてどうのこうのというようなことはなかったですか。それがどうとかいう議論をしませんでしたかな。

森川主任

公募事業については、市町村については2千万円までで1申請当たり1千万円までというふうなことをしております。こちらの市町村事業の方では特にいくらまでというのを作ってございません。

■■■委員

上の事業は2千万円までと決められているから下の事業でそれをまたやるということで、例えば5千万円の事業をやるとかね、それはどうのこうのという議論はなかったかな。それはそれでよかったのかな。

森川主任

そこは、なかったです。公募の採択の部分だけだったと思います。

委員

だから今言ったようなことは、それはそれで認めるんですか。公募の事業で A という事業が出てきて、その面積が 50ha しかできないからこの市町村計画事業であとの 60ha をやると、合わせて 110ha を整備すると、そういうものも認めていくということになるんですか。

森川主任

これは、ケースバイケースだと思うんですけども、実際そういうケースはないんですけども、それが沢山出てきた場合は何かしら制限を加えないといけない。ある 1 町村だけが沢山お金が入ってというふうになってしまいますので。

大久保班長

基本的には、いわゆる実質的な森林整備ですね、先程説明しました間伐を中心にしたメニューというのは、市町村計画を樹立していただいて、その町の中でどの部分の森林を整備していくかということとそれぞれの市町村の中で体系的に考えていただいた上で計画を出していただくようにしていますので、その公募の方で求めるのとはやる目的が基本的に違うという仕分けで我々は考えておりますので、そういう観点から仕分けはやっていきたい。森林整備をやりたい、間伐をやりたいということであればそれは出来るだけ市町村計画の方で、その中で盛り込んで全体的な計画を考えて進めていただきたいと思います。

委員

私の言いたいのは、上の事業と下の事業とを分けておいたらどうかと、だから上の事業と下の事業は同じ事業は出来ないという風にしておいた方が、そういう今言った一つの市町村が量がよくできて、例えば頭の良い人だったら 2 重に出してきて、1 つの町村は、上の事業でやったからちょっと遠慮しとこかというような町村があったりしたら、不公平になるから、そこら分けておいた方が不公平にならないかなと思うけど、その辺はまた考えていただいたらいいんですけど。

議長

今の意見に関連して何か、他の委員さんで。

委員

上の事業というのは、市から要請が来るわけですね。そして下の事業はこれは県からこうしたらどうですかということじゃなんですか。

森川主任

違います。両方とも市からの申請になります。

議長

ちょっと確認ですけども、公募の方はこの委員会で審査しますよね、下の方の県が取り組む市町村計画事業、これはこの委員会の審査の対象外ですよ。

森川主任 そうです。基本的には森林整備、間伐というものについて、3年間でどれだけやりますという計画の中で、今年はこれだけやりますというような計画で出てきております。

議長 今まで公募の分野で市町村の申請というのは、かなりクエッションが付くのがありましたので、この県が取り組む市町村計画事業については、かなりきっちりしたチェックがいると思うんですね。ある程度きっちりした枠を決めて計画性をもって各市町村に実行してもらうという辺りの担保とというのがいるんじゃないかと思えますけども。

森川主任 森林整備の下の市町村計画事業については、通常の公共事業の造林事業と同じ審査の方法をやっていますので、より厳しい状態で、なおかつ単価も決められておりますので、その辺は間違いないと思えます。ただ上の公募事業については、一般の参加者を入れたりとかそういうふうな事業が重なってきますので、公募事業の方が色んなことが出来るような形になっています。

議長 市町村が実施する事業で結構丸投げ的なものもあったでしょう。そういうことはこの計画事業ではありませんか。

森川主任 市町村計画事業は森林組合に仕事をしてもらいますので、全て作業になるわけです。だからこの市町村計画事業の中では、例えば一般の参加者を入れて体験したりということはございません。それは公募で上がってきます。

澤野課長 今、森川の方から説明しましたように、上の公募の市町村事業は、やはり普及啓発とか県民の参画をできるだけ入れるとか、イベント的な性格、啓発的な性格が強いというものは、上の公募でしていただく。純然たるハード的な森林整備につきましては、きっちりとした計画の基で市町村が樹立して計画を立てて申請してくるというふうなことで区分けしております。

議長 そういったきっちりした仕分けがあった方がいいと思えます。明確な指針があったほうが。

他に何かお気づきの点はありませんか。

先程、緑育関係で非常にニーズが高くて予算を増やしたということですが、これは非常にいいことだと思います。大いに成果を上げていただきたいと思いますが、具体的に学校関係を巻き込んでという場合、今年何か考えているのですか。この700万円増やした理由というのは、単なるニーズがあるということじゃなくて、何か新しい取り組みというものを考えてい

るのですか。

大岡副課長 特に新しいということよりも希望する学校数が大幅に増えましたので、その分の予算額を増やしていただいております。

議長 量的なものですね。

大岡副課長 はいそうです。ちなみに20年度が27校でしたのが、21年度は53校に増えておりました、それで22年度につきましては、700万円増額とさせていただきます。

委員

この紀の国森づくりと直接どうか分かりませんが、今の緑育関係なんですがね、文科省の関係でもやってるんじゃないかと思いますが、私の単位森林組合でも沢山の小中学校から林業体験、林業教室とかいうもの、今日もあって、今日は雨だから、ちょっとようやってないかも知れませんが、中学校とか小学校が今頃ですと間伐が中心なんですけども、段々と現場がなくなってきてるんですね。中学生なら傾斜地でも大丈夫ですけど、小学生の場合は、平坦な場所でないと中々、大体参加した3分の1の子どもは、鋸を使ったことがないという小学生ですので、1本だけ伐り方を教えたら次から次へと伐ってしまっ、間伐の作業地を確保するのに難儀してるんですよね。そういう点で、この森づくり基金なんかを利用して、昔、戦後ありました学校林を各校1つずつじゃなくて、その市町村に1つずつくらい学校林を購入するようなことは出来ないものか、今裸地が多いですからね、そうすると継続して森づくりに繋がっていくんだけど、もう伐るところがないんです。そしてやっぱり30分も歩くような所へ連れて行けないし、今実際に緑育で現場体験をする所として、受け皿の森林組合としては、難儀してるというのが現状です。今まではそこそこあったんですけど、生徒数は減ってきてるんですけど、先程山村整備課の副課長も言っていたように、申し込みが増えてきてましてね、今年はないということにもいかなので、何とか子ども達にということも思いますし、今度、串本町の中学校の先生の先生達が授業の中で取り組むのに、地元産業を理解しとかなないとあかんということで、先生が1日現場で間伐とか植栽とかさせてくれという申し込みがありまして、1月か2月にやりたいと、そういう学校林というものがあれば継続して出来るんだけど、そういう購入はできないのかなと。

大久保班長 緑育関係の事業の中でも、学校林の整備というのも一つの取り組みの一環として1カ所ということで、予算の中には予定しているものもございませう。その辺の取り組みも考えていきたいと思っております。

議長 ちなみに今、県下の小学校、中学校で学校林を持っている比率というの

はどのくらいありますか。

澤野課長

昔だったら多かったですね。

委員

私達子どもの頃は皆持ってましたけど。

議長

今は本当に少ないでしょうね。ものすごく少ないでしょう。

森川主任

多分2、30の学校は持っています。ただ持っているというだけでその学校の先生がどこに山があるかということも分からないような状態の所もありました。2、3年前に調べたときはそうだったと思います。それも学校の持ち物ではなくって、区のものであったり、一般の方が持っているけどその学校に近い裏山なので提供していただいている山もごさいます。そういうところは今班長が言ったみたいに学遊林の整備ということで、この基金を使って整備して子ども達に使ってもらおうということは、やっております。ただその丸ごと買ってという事業はございませんけども、そういう学校林を整備していけばフィールドが増えるというのは確かにあると思います。今年からその市町村の森づくりということで、全国植樹祭関連で植えていきますので、そういったところについては、いわゆる学校林になればよいと思いますし、そういう整備を進めていければなと思います。

議長

他に何か、色々と貴重なご意見が出ておりますが。

谷関技監

委員さんのおっしゃったことは、非常に検討すべき課題かなと思います。また一方でやはりきちっと将来にわたって継続的に管理していくという前提でないと中々検討もしにくいということで、一例でいいますと、林研グループ会長のさんが、ご自分の山1haを柳瀬の小学校の学遊林として、何年も前に提供されて、自由に使っていいよということで、協力されています。ただその時には学校の先生とその所有者さんが非常に関心が高く、きちんと教育の活動をされてということで初めて機能していくもので、財産としてそういうものを取得する場合になぜこの県民税を使うのかという議論が必ず出てくると思いますので、その辺の状況と後の担保というものをどう考えるかを十分考えた上で、必要ならば例えばその地域できちっと守っていくという取り決めが出来ているのであれば、十分検討に値するかなという風に、私個人の段階ではそう思います。

議長

私は、森林ではないんですけども、学校農園の事例は知っていますけれども、今おっしゃったような同じ問題を抱えていまして、場所は確保できるんだけどもきちっと管理できない、教育の場として十分活用できないという現状もあるんですね。それは教師が学校農園を十分管理・指導でき

ないということです。その理由の一つとして地域との結びつきが十分出来ていないということもありますので、おっしゃっているようにやっぱり地域と連携を取りながらうまくそれを活用していくというようなシステム作りが大事だと思いますね。ただ森林を確保するだけでは、あまりうまくいかないと思います。

委員

地域の方から民間から出て来ているやつで、危険性がない所に子ども達に情報を流して、その近隣の教育委員会とかを通じて学校からそういう行事に参加したいという所は、こういう時にこういうことがありますよという形で、地域がやろうとしているところに学校の子も達を連れていくという情報を流すと、別に作らなくても地域が守ろうとしているところを地域の子も達がそこに行って、大人になった時に大人の人がやってくれたなという形で守るという情報として発信することは出来ないですかね、民間から上がってくる中で。

森川主任

十分可能だと思います。この間の地区なんかの活動もまさしくそれで自分たちが神社のところを守ろうとしているところについて、整備をしながら、また学校の子も達に植えてもらう。そういうような形であった事業だと思いますので、そういう情報も学校を經由していけば。

委員

ここで決まったことを今度子供達が行けそうな所だったら、教育委員会に回して教育委員会から下ろしてもらうとかという形で別に新たに用意しなくても。

委員

まあ町の一枚なんですけども、グラウンドに併設して町有林があるんです。そこは、今整備して子ども達が行けるような形に作ってるんですけどね。そういうふうには町有林とか公有林があればそういう所はうまくやりやすいんですけどね、民有林の場合はよく理解してもらわないと中々取り組めないんです。

議長

他に何かお気づきの点ございませんか。

それでは、予算について、貴重な意見を出していただきましたけども、この辺でよろしいでしょうか。

委員

あと1点。

谷関さん、澤野さん、皆さんにも検討していただきたいんですが、台風18号で紀南の方は、私は古座川流域なんですけど、西牟婁の方はあまり知らないんですが、古座川流域から太田川流域、熊野川流域はかなり痛んでます。道から見えている所でも沢山風倒木が、もちろん色々な公有林がありますし、主に民有林が多いんですけども。現状の民有林の所有者でしたら、整

備はもうようしません。振興局に聞きますと補助事業としては、乗るんだけど 30 本、50 本倒れているのを伐って、跡へ植林もなにもできない。ただ伐ってしまうだけ。このあいだ私の町内でも自分の持ち山を自分が伐りに行って、押さえられて亡くなった人がいます。その台風の後すぐに、その木が重なり合っていて。平成 2、3 年の台風の時にも沢山死亡事故が出て、私の組合の方としては、半年くらい放置しろと、そして、木の粘りがなくなって、枯れてしまってからでないと、どの木を伐ったらどの木が動くというのが分からないんですね。それではねられて。立っているものを伐るんだったら問題はないんですけど。斜めになってるやつとか寝転んでるやつは、経験の浅い者が伐ると、切った拍子に根が転がってきたとかです。色んな災害が出てきますので、半年は作業をしないで、ただ県道とか町道とかそういう所は車が通れるようにはしますけど、それ以上はしない。またその林内のやつはいいけど、谷沿いのやつが沢山谷へこけているのを整備しないと、またそれがダムようになって川を荒らすという問題がある。今後災害が拡大していくんじゃないかと。この森づくり基金をそこへ使えというのも難しいんですけども、そういう何か方法はないでしょうかね。

澤野課長

例えばの話ですけど、今回の市町村計画事業の中に、森林環境の保全の荒廃森林の整備というのがあります。やはりその市町村がそういう山も含めて計画的に町内の森林を整備していくという中で、補助金に上乘せなんかしたりして、所有者に負担のないような形で、それを市町村がやる場合はできますので、そういう方向のものは使えると思うんですけどね。

委員

間伐事業で取り組むとかそういう補助事業とセットでできないかなと思ってるんですけど。

澤野課長

例えば被害後地造林とかそういうところでうまくセットにすれば、いかにその森林をどうやって整備するか、計画の中にうまく盛り込んでもらうということが第一点だと思います。

谷関技監

考え方として、これは条例で規定されておいて、その条例というのは和歌山らしい新たな事業に使うと、既存の県・国の事業の肩代わりをするものではないという考え方に立って、そういう中であまりにもこの県民税だけでやるというのは、非常にもったいない使い方という議論もあって、この委員会でも諮っていただきましたし、また県議会からのお話でもある中で、各地域の意思を反映した、地域なりの計画を作ってその実現のためにうまく国費も使えるならば、県独自の計画じゃないかという考えも入れた中で、造林補助金を使って、所有者だけで出来ないときは、足らず前をこの基金で補って、森林保全のために、よい森を作るためにやっても良

いのではないかという経緯がありますので、そこらを踏まえて、市町村が作る計画にちゃんと盛り込んでいただいて、災害防止にも環境保全にも役立つんだと、いい森作りになるんだと、できれば、さらに所有者さんには簡単に自分は負担していないからといって、簡単に皆伐してしまうということは止めてくださいよという約束の上で、出来るのであればいいんじゃないかと思います。

委員

平成 2 年の 19 号のときのように、指定がありましたよね、あの時は改植まで国費で出来たので、その時分はまだ民有の林家も力があつたから、今はもう力がないから、見捨ててるとというのが現状です。

谷関技監

ちょっと面倒なんですけど、やはり市町村に労を執っていただいて、その辺をクリアしていかないと、500 円下さった県民の皆さんへの説明がつかないと思います。

議長

よろしゅうございますか

じゃあ特にないようでしたら第一番目の議題をこの辺で打ち切りたいと思いますが、色々貴重なご意見をいただきました。ちょっと 3 点ばかり整理しておきたいと思いますが、1 つ目は、竹下委員さんから出た意見でございますが、新年度の予算資料作成の時には、前年度の予算との対比が分かるように。あるいは、新規事業の場合は、備考欄等にその新規事業と分かるような、そういうような予算資料を作っていただきたいということですね。これが 1 点目でございます。2 点目は、内田委員さんから出た意見でございますが、公募での市町村事業とそれから県が取り組む施策の中での市町村計画事業、これの仕分けをきっちりしてやっていただきたいということでございます。3 点目は、緑育関係、これは大いに重要な課題ですので推進していただきたい。その一環として、例えば学校林、あるいは公有林と抱き合わせのそういう学校林のようなものをもっと確保していくということも必要ではないかと、合わせて民間との関係プレーも大いに展開していく必要もあるだろうと、学校と民有林の所有者との関係プレーというところを頑張っていく必要があるだろうというご意見も出ていますので、是非ご留意いただきたいと思います。

続きまして、議事の二番目でございますけども、平成 22 年度紀の国森づくり基金活用事業の実施方法につきましてを議題としたいと思います。ご説明よろしくお願いたします。

森川主任

よろしくお願いたします。

それでは、資料 2 平成 22 年度紀の国森づくり基金活用事業の実施方法についてということで 1 枚めくっていただきまして 1 ページでございますが、紀の国森づくり基金関係要綱・要領の改正についてということで、公募事業に係ってきますこの要綱・要領の改正案を作らせていただきました。資料 3 に今までの実

施要綱・要領をつけさせていただいておりますので、ご参考に見ながらご説明させていただきます。

この改正案につきましては、今までの運営委員会の意見、それから申請者を指導する立場の振興局の方から出てきた意見をまとめまして、8項目改正案として出しております、ご審議いただきたいと思っておりますけども、まず1番目でございます。項目といたしましては、対象経費に係るものでございますが、改正する理由といたしまして、森林・林業体験学習開催時に参加者から参加費を貰うようにしてはどうかという、これは昨年の運営委員会の21年度の公募事業に係ってくる分でお話しが出た分でございます、当時21年度分の事業については、参加費を貰いなさいというふうな要綱になっておりませんでしたので、今年度は、条件付採択という部分の条件といたしまして、こういった体験学習をやる場合は、参加費を参加者からいただくように努めていただきたいというふうな形の条件を付けさせていただきました。それで実施に当りまして条件クリアのために申請団体から100円から500円くらいの参加費を貰うんですというような形で補助金交付申請書が出てきておりますので、それについて了承したという形で進めさせてさせていただいております。それから、他の申請の中には、今年については、学校の子供達、学校単位でやる事業だということで、これについては、参加費を貰う必要はないんじゃないかという形で進めたものもございます。それから木工体験なんかで、作ったものを自分が持って帰るというものではなかったという申請で、その施設にちゃんと置いて、ベンチであるとかそういうものを置くんですというのにつきましては、参加費を貰わないという形でいいのかなということをご理解してもらってます。それで22年度についてどうしていくかということでございます。これにつきましては、応募等実施要領というのがございまして、その別表というものがございます。資料3の8ページでございます。これについては、こういったものにお金が使えるか、賃金ではいくらですよ、旅費はいくらです、というふうなものを細かく書いた部分がございます。こちらの9ページの注意書きの2番のところの「補助金の控除」というところがあるんですけども、ここに22年度から「経費の節減」という項目で、経費の算定に当りましては、経済性や県内業者を優先する等、森林・林業体験学習を開催する事業で参加者を募集する場合は、一部参加料をいただくように経費の節減に努めてくださいという風な文言を入れたいと思っております。それから参加料をいただいた場合は、補助金から控除してくださいという文言にさせていただきたいという風に思っております。この参加費については、下に出てくる報償費であるとかバス代であるとかというものが絡んできますけども、一応2番といたしましては、補助対象経費の分野で、賃金の単価について、改正したいと思っております。これは毎年度単価改正を行っておりますので、22年度は10,700円を上限といたしますということにさせていただきたいと思っております。

それから3番目、補助対象経費の報償費の金額につきまして、1時間5,000円を上限とさせていただきますが、申請者からは業務時間×5,000円、上限いっぱいという形で出てくる場合がよくあります。場合によっては、1日25,000円か

ら 30,000 円を超えるという高額な報償費を講師に支払っている現状がございます。これを 1 日の上限を明確にしてほしいという意見がございました。報償費というのは森林・林業体験などで教えてくれる先生であったり、木工体験を教えていただける先生であったり、それから間伐体験のことも教えていただける方という風な方です。一応 1 時間 5,000 円という上限につきましては、県の予算を策定するために作っている資料がございます。その 1 時間 5,000 円というのは、大学の准教授の方に 1 時間お手伝いいただくと 5,000 円という風な上限がございます。日額として 20,000 円という風なことでさせていただいておりますので、今年から 1 日当り 20,000 円を上限としたいという条項を加えて、5、6 時間教えていただいても、20,000 円までは補助させていただいて、それ以上高い場合は、申請者の負担でお願いしますという形でさせていただきたいと思っております。

それから 4 番目、同じく補助対象経費ですけども、傷害保険料につきまして、現在役務費という費目の中に入っております。それで需用費と役務費は合わせて 50,000 円までですよというふうな上限がございます。これにつきましては、団体の恒常的ないつも使っているようなものに、お金を使わないように上限を決めておまして、また、鋤とか鎌とかの道具類ですね、道具類もこの中に入ってるんですけどもそういう道具類ばかり買っては困ると、実態に合わせて作業を行っているということで、一応 50,000 円という縛りにしています。それで傷害保険料についてもこの 50,000 円の中に入っております。参加者がたくさんになってきますと、ボランティア保険も 2 万、3 万という風な形になってきて、より熱心に参加者を呼んでイベントをやろうという団体には非常に苦しい、保険料ばかり掛かってということがございますので、活動に対するボランティアの傷害保険というものについては、それは 50,000 円の条件からはずして通常のものとして申請していただいたらどうかと思っております。それでこの需用費と役務費の合計額は 50,000 円を上限とする。ただしボランティアの活動、林業体験の傷害保険は対象外としますということにさせていただけないかなと思っております。

それからバス代につきまして、価格が高すぎるものが見受けられるので一定の上限を決めてもらえないかという風な振興局の意見もございます。今年度に出てきた分のバス代を色々調べた中で、日程や時期それから台数というもので価格がばらばらでございますので、その辺は一概にいくらまでということはちょっと決められないかなという風に思っております。一番初めの参加費のところにも絡んできそうな分野でございますけども、その辺は参加費で賄ってもらえれば非常に嬉しいと思っております。金額の算定に当りましては 1 社だけの見積もりではなくって、2、3 社というところから見積もりを取って安いところでやっていただくという風なことについては指導の範疇ではないかなと思っております。ということでこれは改正なしということです。

それから 6 番の提出書類につきまして、応募申請時に委員の皆様へ審査していただくところなんですけど、予算積算根拠として見積書を添付するように明文化してほしいと、今の公募等実施要領では見積書を付けなさいと

は書いておりません。よって見積書を付けてきていただいているところと付けていないところというのが出てきまして、こちらの指導としてはなるべく見積書を付けてくださいとしておりまして、ただしそういう指導に従わなかったり提出が遅くなったりということもございますので、今年からは応募申請時に提出書類として収支予算書に記載された根拠となる見積書等は添付して下さいよということにさせていただきたいと思っております。これにつきましては、簡単な消耗品、手袋がいくらであったとかコーナンで買えるような紙やすりがいくらかという風なものまでは求めていないと私もは考えておって大きな金額となるバス代や苗木などそういう主要なものについては必ず見積書がほしいという風に思っております。

続きまして 2 ページでございます。7 番でございますが審査時の事務の軽減で、過去に補助金を受けている団体はその事業内容、効果等を団体の概要に書いてほしいということで、これは運営委員会でお話がありまして、様式の注意書きのところに活動実績欄がありますので、そこにこの基金を使って実施したことがある場合は、事業年度、事業名、補助金額、事業内容や効果はどうだったかということを書いて下さいという風な様式に換えたいと思っております。

それから 8 番目最後でございますけども、補助事業という項目にさせてもらってますがこれは変更手続きの明確化ということにさせてもらってます。現在のところこの変更の内容につきましては、補助事業の内容を変更しようとする場合ということと、補助事業に要する経費の配分を変更、当該事業費の 30 %未満の増減を除くとということ振興局が申請団体に変更手続きの必要があるというものは、その収支予算書に出てくる経費の費目毎に 30 %を超えてはだめですという風なことでさせてもらってます。そういう風にさせてもらってますが、消耗費であったり、報償費であったり金額が増額になる分はだめでございますけども、減額になるもので軽微なものが非常に多く出てきます。イベントなんかで保険料が安く済んだりした場合なんかは特にこちら側とどうなった、ああなったとかはいらないかなと、まあ安い 50,000 円以下くらいのもんと思っておりますけども、そういう場合は実績を出してきていただいたときに額の確定で落として金額を固めたいと思っております。そういうことで新たに「軽微な変更を除く」という分野を作りまして、「軽微な変更とは次にかかげる重要な変更以外の変更という、補助金額総額の 30 %以上の増減、それから補助金のそれぞれの経費、費目の相互間におけるそれぞれの経費の 30 %以上の増減」という形にさせていただきまして、費目毎に流用、報償費のところから消耗品費のところにお金を回したり需要費から報償費へ回したりという風なお金のキャッチボールを流用というんですけども流用した際にどちらかの費目が 30 %を超えると変更の対象となりますという風な形にさせていただきたいなと思っております。この流用については、申請団体から 100 万円の申請が出てきて、そのまま OK してしまうとその 100 万で何

を使ってもという風に思われてもいけませんので、その費目毎の流用、キャッチボールについては 30 %を超えないようにしてくださいという風なことをございます。この辺は非常に難しいわかりづらい内容になってございます、一応そういうことをございます。

以上 8 項目でございます、よろしくご審議いただきたいと思ひます。

議長

はい。運営委員さんあるいは振興局のご指摘等によりまして、今説明がありましたように 8 項目につきまして、要綱・要領の改正案を提示されております。これにつきましてご審議お願いしたいと思ひますが、それぞれ逐次やっていきたいと思ひますので、一番上から順次ご検討いただきたいと思ひます。

先ず 1 番目のところでありますが、いかがでしょうか。参加費について出来るだけ参加費を取るようなそういう方向で少し訂正したらどうかというご提案であります。これは、内田委員さんからのご提案ではなかったですか。レクリエーションのようなものも申請書にありましたから、それは丸々というのはおかしいんじゃないかというのは、これは内田委員さんだけでなく皆さんからも質問がありましたので、それだったら参加費を取れるような方向にしていって方がよいのではないかという意見が出たと思ひます。この点は、今まで審査の中で出た意見ですので、こういうことを入れていただくというのは特に問題ございせんか。

よろしいですか。それでは 1 番の改正は良ととするということ。

次に賃金単価の問題ですが、この辺は非常に難しい問題ですが、2 番、3 番の金額設定というのは、県の予算資料をベースにしてお決めになったということですね。

森川主任

そうです。賃金については、基本的に共通単価が決まっております、労務者の種別毎にいくらというのが決まっております。現在この 10,500 円というのは、去年の軽作業員の単価でございまして、今年度は 10,700 円に上がっておりますので、この価格でいきたいということです。それから 3 番目の報償費の単価についても、予算の算定用として財政課から出ているものを根拠としております。

議長

というご説明でありまして、県の財政課が予算編成をするときの基準としている単価をこの場合も当てはめていこうということで、今年の申請の中でもちょっと多いんじゃないか、問題があるんじゃないかというのも出ておりましたので、こういう基準をきちっと設定した方が色々対応しやすいということですので、いかがでしょうか。

委員

それでいいと思ひます。

委員

一つ聞いていいですか。

この場合の交通費とかいうのは、また別会計になるのですか。先生にお願いする場合に、例えば京都から講習をお願いしようとか、そういう場合になったときの交通費とかいうのはどういう風に。

森川主任

報償費にかかる先生の旅費は、別に会計しています。ただし、和歌山県内の旅費で、京都から先生を呼んでくる場合は、京都からの旅費は出ません。和歌山県内だけの旅費しか出ないようにしております。一応県民税ということでしておりますので、そういう場合は自己負担でお願いしています。

委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

議長

よろしゅうございますか。

委員

はい、ありがとうございます。

議長

ということで、基準をそれぞれ県の算定の資料で明確にしたということでございますから、特に問題はございませんか。

それでは、4番はいかがでしょう。

傷害保険の件ですが、ボランティア活動なんかをしやすくするということでありますので、特に問題ありませんか。

はい、じゃあ4番も良とするということにいたします。

バス代については、先程ご説明のように、ケースバイケースで決めがたいということですので、あまりにも法外なバス代というのは論外でございますが、特に統一的なものを出さないという説明でございますが。

委員

ちょっと私ね、1番との兼ね合いで、私の記憶の中では、その事業費の中でバス代が法外に割合を占めていたのを無料で参加料も取らないでという形になってるんでね。その例えば和歌山から美里で事業出来ることを本宮へ行って、その本宮へ行くバス代をこっちで全部面倒を見ると、たまたま多少のレクリエーションも兼ねて行くというようなことで、そういうような場合は、やっぱりある程度このバス代については、総事業費の何%とか、上限をこれだけにするとか、それかバス代については、参加者から半分取るとか2/3を徴収するとか、何かそういう風に決めておいた方がいいのかなと今までの感じでは思いますけどな。向こうへ行っても色々とお金もいらぬし、バス代が多くなったような気がしたんですけどね。それともう一つは、今言いましたように、美里で出来ることを本宮へ行って同じことをやるのに、そのバス代をもらわないということにならないかなと、それはそれだけの理由があんるんだけど、私もあまり固守しませんけど、

どうも見てたときにちょっとそぐわない。バス代が突出して多いというものがあるように思ったんですけどね。

議長

いかがでしょう。今のような意見が出ていますけども、バス代についての一定の枠をはめるのか、特に明文化しないのか、ということですが、一応、明文化しないということで原案は出ていますが。

澤野課長

今、■■■■委員さん言われましたように、これはレクリエーションだというように、中々判断できないというところもありまして、大半の方々が善意の中で動いていただくということからすると、出来るだけ参加費を取っていただいて、経費の全体を圧縮していただくような指導は可能かなと思います。その事業計画全体のレクリエーションか否かということは中々指導しづらいと。

■■■■委員

今、課長さんおっしゃるようなそういうことは言いにくいから、こういうことを決めておいたら。バス代については、これが限度ですよと決めておいたら、それがレクリエーションだとか言う必要がないからいいんと違うかなと僕は思う。事務的にやり易いじゃないかと思ってるんですけど、出てきたやつを遊びに行くのか、温泉へ行くのか、熊野古道を歩きに行くのかとか、そういうことは言えないよな、それはそれで林業体験をしてもらって、ついでに夜になったら温泉へ入るのかは知らないけど、それはそれでいいんで。だけどそういうことについて、ある程度防ぐという意味で、上限を決めておいたほうがすっきりするのと違うかなと思うんですけどね。事務当局としては、その方がやり易いのと違うかなと思います。

大久保班長

バス代が必ずしも林業体験に限られるわけでもありませんので、森林整備的なメニューのところでは植栽に行くのにバスを使ったりという場合もございますので、そのバス代に上限をはめて、半分とか 2/3 とかいう風にしますと、そちらの方のバス代が団体の方に自己負担していただくということになってきますので。

■■■■委員

こう考えたらどうですか。

森とあそぶ・まなぶの部分でバスを使う場合は、バス代の何%は自分たちで出すと、森をつくるの場合は、そこに行って造ってもらうことだからバス代はもらわないと、そういう項目でバスを使う費用に対しては、参加費とかいうように分けられたらいいのではないかな。

森川主任

このバス代は、色々今年の事業全部を調べさせていただいたんですが、その内田委員さんが言うように 1泊2日で、例えば勝浦に行ってくるというものなどは今年も 1件ありましたけども、そういった場合には、バス代

が 30 万円くらいになってきます。例えば和歌山市から日高の方へ行くのに往復で 10 万円くらいというのが多いんですけども、その突出した 20 万円以上 30 万円くらいかかってくるというのが、3, 4 件だったかと思いますが、その部分だけというのを上限を加えるのが難しいので、それと森をつくる部分として活動しに行っても、それは体験ではないのかという風なところも出てきますので、非常にその仕分けとしては難しいと思います。

委員

だから行くことが体験だの遊びだのという必要はないのでね。この要領の中で、もうバスについては 10 万円とか 15 万とか、全体の事業費の 2/3 とか 25%とか決めておいたらね、それが気に入らないのであれば止めていただいたらいい。それとバス代が 10 万円で済む所を選択してもらったらいいんと違うかな。

森川主任

もう一つ言わせてもらいますと、そのバス代がメインで活動に行けないというのがほとんどの学校がそうなんです。今まで緑育をしてなかったときは、バス代がないから体験に行けないのです。いくら体験をしたかったとしても 10 万円、20 万円がないので、森林学習に行けないというのが多かったので、バス代だけ下さいという場合も出てくる訳なんですよね。後は地元の人に教えてもらうのも、好意でタダにしてもらったりということもあると思いますので、先生方に安くしてもらったり、材料を安くしてもらったりというのがありますので、バス代がそのまま全体 30 万円の内の 20 万円かかってしまうんですという申請団体もあるんです。だからそれを何分の 1 というのはちょっと厳しいかなと思います。

委員

いやだからね、例えば 10 万とか 15 万円とか決めておいてその範囲で行ける所へ行ってもらったらいいんと違うかな。勝浦へ 1 泊 2 日で行くので 30 万円のバス代だけ持ってよと、今の話しだったら持ちますよということだろ、一般の県民の納税者から見たらね、そんなの中々納得できないよ。勝浦に行かないと出来ないのか、例えば高野山の小学生とか中学生が、勝浦へ行ってやりますと、古座川へ行ってやりますと、なぜ高野山で出来ないのか、それが主としてバス代だけですよと、まあ極端に言ったらですよ。そんなもの一般の人から見たら、なぜこの紀の国森づくり基金からバス代を出さないといけないかと、私はそういう視点から言ってるんだけどね。

議長

他の委員さんどうでしょうか。バス代の一定の枠を作ったらどうかという意見が出ておりますが。中々本当にケースバイケースということで難しい面もあるし、その枠の設定というのは、非常に煩雑だとか難しい面もありますが、いかがご判断いたしましょうか。

内田委員

ちょっと追加したら、それ以上いる場合は参加費を取って行ったらいい。

澤野課長

今、■■■■委員さんが言われることももっともですので、要するに同じバスで出かけても10人で出かけるのと30人で出かけるのと、全然単価が違いますので、実は内田委員さんの言われる総額というよりか、バス代としての1人当たりの単価が過去いったいいくらになっているか、その範囲のなかでその上限なりを決められないかということを検討してみたいと思います。多分一番気になってる勝浦のやつは、一人当たりの単価が高いと思いますので、それが突出してる場合は、ちょっと考えて下さいねという話しになるのかなと思います。

■■■■委員

私は一般的な常識的なやつは認めてもいいかと思う、そういう風な突出した部分を認めるというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと、だからそういう風なことを防ぐために、上限を設けておいた方がやりやすいんじゃないかなと、こういう風に思うんだけど、それが一般の人から見てこのくらいだったらしょうがないなという範囲でね。

議長

バス代のトータルよりも1人当たりですね。その方が説得力がありますね。

澤野課長

ただ季節的な影響もありますので、そこら辺も全体を調べれば平均が出てくるかなと思いますのでね。

議長

いずれにしろ、和歌山県の場合、公共交通機関が厳しい状況の中で、県民と森を結びつける手段としてバスの活用というのは非常に大事ですから、そのバスを出来るだけうまく利用できるような、そこにあまりブレーキをかけることはやっぱり止めた方がいいんです。学校関係の場合はね。ですからあまりにも法外で県民感情から見て、少し贅沢だというような事例は除いて、ある程度基準が出てくると思うので、その辺の枠を設定していただいて、それを一応目安とするということではいかがですかね。1人当たりあまり2万円、3万円というようなことは県民感情では納得いかないと思いますから。

■■■■委員

一度その辺を今までのやつと、今委員長さんがおっしゃったことを検討してもらって、考えてもらったらいいのと違いますか。

議長

はい、ではそのバス代については、先程の議論の方向で、県民の皆様が納得できるような水準と同時に、大いにこの県民と森を結びつけるような形でバス利用を活発にするような方向、そういうことを検討しながらいい

案を出していただくということをお願いします。

それでは、提出書類の6番はいかがでしょう。

これについては、私たち周辺でもこの森づくり基金は使いにくい、大変煩雑だということもあちこちから聞こえてくるのですが、出来るだけ簡素化しようという風なことで、小用なものに限定してということですが、どうでしょう委員のみなさん。意見はございませんか。

よろしゅうございますかこの方向で。

各委員

はい

議長

では、6番については、この方向で良とさせていただきます。

次、7番、これも提出書類のことですが、これはこの間 NPO とか市民団体の皆さんから色々と事業を申請していただいたのですが、過去どんなことをやっているか、さっぱりわからないというのでは審査のしようがないというか、果たして出来るのかなという疑問も出ましたので、こういう書類を付けてもらうのは非常に良いことだと思うのですが。

委員

これは、あれば大変助かるので是非入れてほしいんですけども。この案ですとただでさえ狭い活動実績欄にさらに入ってくるので、あまり記入欄が取れないような感じがするので、私のイメージでは、過去に受けている団体は、もう1ページ余計にあってもいいんじゃないかと思っているんです。ですから項目はこういうことでもいいんですが、事業内容、事業効果について、もっと沢山書けるように、1ページくらいこれだけで独立して、受けてない所は記入する必要はないので、過去に受けた団体はここにしっかり書いていただいた方がいいんじゃないかと思います。半ページくらいでも結構です。

森川主任

特にこれを1ページ以内で書けということはありませんので、丁寧に書いている団体は2ページ、3ページに渡っている団体もございますので、その辺はそういう風な指導をして行きたいと思います。

議長

委員さんそれでよろしいですか。

委員

はい。

議長

次、8項目目の件でございますが、これは説明を聞いていても中々分かりにくかったと思いますが、委員の皆さんいかがでしょう。

委員

この30%を上限とするのは何か根拠があるのですか。

森川主任 今、行政関係では 30 %以上であれば変更であるというのは、ポピュラーになっていて、以前は 20 %でありました。

委員 ちょっと私もそういう気がしたので。

森川主任 数年前に 30%に上がっております。

委員 古いことを言いました。

委員 これつまり、現状でも当該事業費 30 %未満の増減を除くということで、新しいところの a の部分は一応あると、それで新しく費目間の流用についても明確化しましょうということですか。

森川主任 そうということです。a の部分の旧の (イ) に当たってくるんですけども、事業に要する経費の配分の変更 (当該事業費の 30 %未満) という事業費というのは、何費なのかということがちょっと微妙なところがございます、それを a のところで補助金額の総額だという風に言ってるんですよ。100 万円の補助金を出したら 30 万円以上変えるのであったら、それは変更の対象となりますというスタンスと、b のところで費目間の流用についても、どちらか一方、それぞれの経費になりますけどどちらか一方が 3 割を超えると変更になりますよということです。

委員 そうすると例えばすごく小さい配分をされるような費目もありますよね、それだとわずかな変更でも 3 割を超えてしまったりということもありますよね。それは変更だよという風に。

森川主任 流用の場合は、そういう風な変更になります。ただ 1 つの費目だけの事業費という資材費でもいいんですが、1 万円の本を買いますと言ってあったものが 5 千円で済みましたという場合でも、今は変更の対象となっています。今はこの内容を我々は費目と捉えてやっていますので、全て変更の対象となっているのです。それで来年度からはそういう 5 千円くらいの変更であれば、特に変更手続きはいらんんじゃないかと、実績報告で額の確定の際に落とさせてもらったら、事務の簡素化になるんじゃないかということでこういうことにさせてもらいたいのですが。

議長 これは、振興局にきちっと趣旨の説明をして、十分理解していただく必要がありますね

委員 b のそれぞれの経費 (費目) の相互間における経費の 30 %以上の増減だと 1 万円のが 5 千円になったら変更の対象になりませんか。

森川主任

経費の相互間におけるという部分で費目を流用することという風に捉まえているのですが。

委員

1万円と1万円の費目があって、片方が5千円で済んだのももちろん1万5千円にしましたと、これは5割変わってますよね。

森川主任

それは変更の対象となります。

先程言ったように、100万円の補助金の交付決定を出したときに、その色々な項目がある中で、トータルで100万円になってます。その100万円の袋の中を全て使おうと申請者はしますので、余らすということは、ほとんどありませんけども、そういう場合なるべくこういうやりとりを当初審査いただいたところから変わらないように、変わったら言ってきてくださいと、変更の手続きがいりますよという風にさせてもらってるのです。だからなるべく当初通りに動いてもらうのがベストなのですが、勝手に申請団体がお金のやりとりをしないようにしてるわけです。それは今は流用の時だけを考えております。1つの費目で減額になる分には安くなったとかそういう努力をしたとか、若しくはその事業を止めたのかになりますけども、減額になる分については、認めて行こうということです。但し総額で30%以上を超えるとそれは内容の変更ですよということにさせてもらっているのですけども。

議長

いかがでしょうか。

基本的な趣旨は、軽微な変更はいちいち言わなくてもいいよということですね。

森川主任

ここでは、5万円という風にしらせてもらってますけども、それぐらいの金額で減額とかそういうものについては、実績報告で落とさせていただいて結構ですと、実績報告を出したときに初めて分かる程度で結構ですということですね。

委員

そういうことであれば、5万円だったら5万円と書いたらいいいんじゃないかなと思うんですね。30%の費目の流用となつてると、先程も言いましたが5千円でもやっぱり変更届を出さなければならないことになってしまいますよね。だから、補助金総額の30%以上の増減と費目間においては、例えば5万円以下若しくは、それ以上の金額になった場合は30%以下とかそんな風な感じにしないと、細かい物も手間を省くということが結局できないとかになりそうな気がするんですけども、どうでしょうか。どういう所が主に費目の変更がありうるかというところで変わってくると思うんですけども、細かい所の変更とは最後の残った分とかで結構事務費とかそういう所で変更するんじゃないかな、その時はすごく小さな金額で

やりとりするんじゃないかと思ひまして、それがちゃんと押さえられるかどうかというのが、よく分からなかったものですから。

議長

b がどうしてもなかったらいかんという理由は何ですか。b という項目を設定する理由というのは費目間でかなりいい加減な大幅な流用というのはあるのですか。

森川主任

あります。

議長

具体的にはどういう風な事例がありますか。

森川主任

例えば、資材費なんかを安くしまして、報償費に持ってくるとか、そういうものについては、人件費になってきますので、それは非常にいやだなと。それは今でも必ず変更させてもらってますけども、そういう場合は必ず理由があつて変更してもらわないといけないというのがありますので。流用については、私は必ずやりたいと思っています。というのは小さいものでも本当にやりとりしていくと、こっちが余ったのでこっちに使うというように簡単な感じになるので、安くなって減額するのは別にしようがないと思うのですよ。ただちょっとこっちの余ったものを違う予算に振り分けられるのがつらいなと思つてるんですけど。基本的には、一つの費目で減額できるようにしたいと思つて、こういう方策にしてるんですけども、国の方の要綱を見ましてもこういった形になっておりまして、もっと一般的に分かりやすい言葉にならないかと、今日も技監に言われた所でございます。

議長

見てすぐ分かるようにね。

谷関技監

申請者がこれを見て分かるかと僕は主任に言ったんですが、これが普通なんだということで、国の要綱・要領を見ると確かにこう書かれています。

委員

これ先生が言ったように、ただし5万円以下は除くとか、3万円以下は除くとか書いたら何か支障があるのかな。

森川主任

金額を書きたくないのは、その金額の根拠がいるからです。5万円にした理由は何なのかと問われた時に困るからです。

委員

初めね、ここの改正する理由の例えば5万円以下の云々というようなことを書いているでしょ。まあ常識的に言ったら3万円とかそこらだったら軽微なことになるんじゃないかな。

森川主任

一応ここに 5 万円と書かせてもらったのは、私の中では最低 20 万円からスタートですので、5 万円ですと 25 % なんですよ、それ以上だと 30 % を超えてしまいますので、5 万円とさせてもらった訳です。ただ 200 万の事業からすると 5 万円というのは、軽微なものだと思いますけども 20 万円の事業からすると 5 万円のものというのは大きくなりますので、あえて金額をここに書くべきではないかなと、要綱に書くのはどうかなということでは金額を書いていません。どの要綱を見てもいくら以下はどのということでは書いていません。だからこういう書きぶりになってしまったわけです。

委員

そうすると相互間というのは、いらないかも知れないですね。それぞれの費目の 30 % の増減の時とは、現実にはどこかが減ったら、どこかが増えるんですよね。

森川主任

いや、減る場合もあります。

委員

減ったら減ったでいいし、今の現状だと減ったらどこかで増えるわけですよ、流用されるわけですよ。

森川主任

いや、そんなことはないです。

委員

今押さえないのは、みんな大体そうやって使い切ろうとするから、ちょっと制限を設けてということですね。

森川主任

そうです。

委員

だから、その相互間におけるかという風なことがなければ、それぞれの費目の 3 割の変更までは軽微なものとして認めましょうとすればいいんじゃないかなという。

森川主任

その場合は前に「流用する場合は」と付けたいんですよ、それぞれの費目の 30 % でしたら流用という言葉がなくなってしまうので、それぞれという言葉で流用と捉えるかですね。そうしたら補助金の費目毎に流用する場合は費目の 30 % を超えたら変更ですよと書いた方が。

委員

というか、総額は変わらないというか、それぞれの経費を 5 割以上減らしましたというときも一筆その理由があればいいわけですよ。増えた場合もこういうことで増えましたという変更の届けがあればいいわけですよ。だから流用かどうかというよりも増えたり減ったりしたときに 3 割以下だったらいけど、3 割以上増えたり減ったりする場合は、申し出てく

ださいねでよくないですかね。流用の場合もあるし、ただ減った場合もあると。

森川主任

そのただ減った場合を、事務の簡素化をしたいがために、変更の手続きを取らないようにしたいんです。

委員

ということは、増えたときだけということ。

森川主任

増えた時は必ず言ってきてもらわないと、補助金の交付決定ができませんので。増える場合は。ただ手袋が1万円予定していたものが5千円で済みましたというのであれば、それは言ってきてくれなくてもいいかなと思っています。それは減の場合だけですけども。

委員

じゃあ流用する場合は、それぞれの経費の30%以上の増減というふう
に、相互間におけるというのはちょっと。

森川主任

それでは、そういう文言を止めて流用という文言に。

委員

そうですね。

議長

そうですね、流用と書いた方がいいです。趣旨が明確になると思います
けどね。

森川主任

分かりました。

議長

二つの目的があるわけでしょ、一つは、経理のことについては、事務の
簡素化とかあるいは申請者の方のために便宜を図って、いちいち言わなく
てもいいよと、簡素化という目的と、しかし流用についてはやはり野放図
にやってもらっては困ると、それについては枠をはめるといことこの2つ
の目的があるわけですから、その辺をうまく分かってもらえるような表現
にさせていただいたらいいと思いますけどね。ちょっとその辺を工夫してく
ださい。

森川主任

分かりました。

議長

はい、何かもう一度見直してみてもいいこととか、付け加えたいこ
とがあったら何かありませんでしょうか。

委員

着手して実行した後、2年後とか経過したときの写真とかがあれば、我
々も負担が軽くなる。全部現場を回れないからそういう写真があればあり

がたいなと思うんですけどね。治山工事でいう着手前とか完成写真のようなものでなくてもいいから。我々は机上で現地は見てないから。

森川主任

それは、申請団体が以前に実施した場所ということですね。先程の竹下委員さんからもありましたように、活動実績のところと同じように添付写真を付けるというように。

委員

出来れば今回実施したものであれば、初めの写真はないかも知れないから、今後実施するものはね。

森川主任

同じ所で実施するというのもあるかも知れませんし。

7番の項目のところそういう事業実施地の写真というのも加えさせてもらって、前にやったところはどうだったというような形にさせていただきたいと思います。

議長

他にありませんか。

よろしゅうございますか。

以上で第2番目の議事を終えたいと思います。

少し表現とか再検討していただきたいこともございますので、当局の方にはよろしくお願いします。

それでは、その他のところで何かございましょうか。

大久保班長

その他といたしましては、今後のスケジュールでございますけども、本事業は事業の公募及び採択までを前年までに行うこととしてございます。それで平成22年度分の公募につきましては、12月15日の火曜日から2月1日の間で実施することとさせていただきたいと思います。そこで応募のあった事業につきまして整理をいたしまして、第3回の運営委員会までに事前ヒアリング及び審査を行っていただきまして、運営委員会の場で審議を行っていただきたいと思います。各委員様におかれましては、年度末の大変お忙しい中でございますが、ご審査の程、よろしくお願いいたします。これによりまして、第3回の運営委員会の日程は、新年度予算成立後から年度末の間に行っていただくこととなりますので、来年の3月23日の週、こちらの週になって参ります。何分厳しい日程となりますけども、委員の皆様方のご都合をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

はい。ということでご説明がありまして、第3回の運営委員会の日取り調整でございますが、本当に年度末でございますが。

大久保班長

本日委員さんが欠席でございますので、今日この場で決めてしまう

と言うのはどうかとも思いますので。

議長 決めるということじゃなくて、大体予定というか候補を決めておいた方が良くと思います。せっかくこれだけの委員さんがいらっしゃってるから。第3候補くらいまで決めておいたらいいですよ。

森川主任 その辺を決めておいていただければ非常にうれしいです。

議長 今ご説明がありましたように、■■■■委員さんが欠席でございますので、あくまでも今日ご出席いただいている委員さんのご予定ということで決めさせていただきますけども、第一、第二、第三ぐらまで決めたいと思いますが、23日の火曜日、だめな方いらっしゃいますか。(■■■■委員挙手) はい、あとは大丈夫ですか。24日は。(■■■■委員、■■■■委員挙手) 25日は。

■■■■委員 これは、午後と考えるといいですか。

議長 大体午後で、どうしても無理な場合は午前中ということで、時間的なことを考えると午後ですね。今日よりは時間がかかると思いますね。審査がありますのでね。だから午前中よりも午後を考えてください。

25日は一応大丈夫ですね。26日は。(■■■■委員挙手)

ということだと、今のところ 25日ですね、一応今日ご出席の方のご都合から言うと 25日が1番集まりやすいという、うまく ■■■■委員さんが合えばいいんですけどね。後は ■■■■委員さんが23,24日とだめということですね。

■■■■委員 まだ決定ではないのですが、またこっちが決まれば変更可能だと。

議長 出来るだけご協力の程よろしくお願いします。

じゃあ 25日で、場合によっては 23日か 24日というぐらいで調整していただけますか。

事務局 はい、分かりました。

議長 はい、どうもありがとうございました。

それから審査は大体いつ頃になりますかね。これを見ると 2月1日までですよ、そこからですから 2月のいつ頃になりますか。

森川主任 2月いっぱいまではかからないと思います。今年は 10日間ほど前倒しに詰めておりますので、その分審査の期間も広く取ろうという風に思っておりますので、出来る限り整合性のあるものないものを分けてすぐに行き

たいと思っておりますが、2月の中頃から末までの間にお渡しできるかなと。それでその間に150万円を超えたものについては、事前ヒアリングをいたしますので、3月初めか中頃にやって、最終の25日という風なスケジュールになると思います。なるべく委員の皆様には早くお渡ししたいと思っております。

議長

ということで2月中旬以降くらいに届きそうなのでよろしく願いしたいと思います。

その他、何かせっかくの機会ですから。

それでは、長時間に渡りまして、熱心なご議論ありがとうございました。これで終わりにしたいと思います。

(閉 会)